

確定拠出年金法 企業型

法：確定拠出年金法

令：確定拠出年金法施行令

規則：確定拠出年金法施行規則

制度開始

（法）第三条（規約の承認）

厚生年金適用事業所の事業主は、企業型年金を実施しようとするときは、企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て、企業型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

制度終了

（法）第四十五条（企業型年金の終了）

企業型年金は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に終了する。

- 一 次条第一項の承認があったとき。
- 二 第四十七条の規定により企業型年金規約の承認の効力が失われたとき。
- 三 第五十二条第二項の規定により企業型年金規約の承認が取り消されたとき。

（法）第四十六条（企業型年金の終了）

事業主は、企業型年金を終了しようとするときは、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

掛金

（法）第十九条（事業主掛金）

事業主は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、掛金を拠出する。

- 2 事業主掛金の額は、企業型年金規約で定めるところにより算定した額とする。

(法) 第二十条 (拠出限度額)

各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額は、拠出限度額（一月につき拠出することができる事業主掛金の額の上限として、企業型年金加入者の厚生年金基金の加入員の資格の有無等を勘案して政令で定める額をいう。）を超えてはならない。

(令)第十一條 (拠出限度額)

法第二十条 の政令で定める額は、その月の末日における次の各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 企業型年金加入者であって次に掲げる者以外のもの **四万六千円**
 - イ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（事業主が同法第十四条第一項に規定する学校法人等である場合に限る。）
 - ロ 事業主が設立している厚生年金基金の加入員
 - ハ 事業主が設立している石炭鉱業年金基金に係る石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第二百三十五号）第十六条第一項に規定する坑内員（石炭鉱業年金基金が同法第十八条第一項の事業を行うときは、同項に規定する坑外員を含む。以下「坑内員等」という。）
- 二 企業型年金加入者であって前号イからニまでに掲げるもの **二万三千円**

個人型は**六万八千円**（1号加入者：自営業者）**一万八千円**（2号加入者：被用者で企業年金が無いもの）

(令)第四条 1項三号

事業主掛金について、**定額又は給与に一定の率を乗ずる方法**その他これに類する方法により算定した額によることが定められていること。

移換

(法) 第五十四条 (他の制度の資産の移換)

企業型年金の資産管理機関は、政令で定めるところにより、当該企業型年金の実施事業所において実施される**企業年金制度**又は**退職手当制度**に係る**資産**の全部又は一部の移換を受けることができる。

2 前項の規定により資産管理機関が資産の移換を受けたときは、各企業型年金加入者が当該実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該企業型年金加入者に係る第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入するものとする。【鈴木：過去勤務期間と同じ】

(法) 第五十四条の二 (脱退一時金相当額等の移換)

企業型年金の資産管理機関は、政令で定めるところにより、**脱退一時金相当額等**（厚生年金基金の脱退一時金相当額（（厚生年金保険法第百四十四条の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。））、確定給付企業年金の脱退一時金相当額（（確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。））又は企業年金連合会（（厚生年金保険法第百四十九条第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。））の規約で定める年金給付等積立金（（厚生年金保険法第百六十五条第五項に規定する年金給付等積立金をいう。））若しくは積立金（（確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金をいう。））を総称する。以下同じ。）の移換を受けることができる。

2 前項の規定により資産管理機関が脱退一時金相当額等の移換を受けたときは、各企業型年金加入者等が当該厚生年金基金の設立事業所又は当該確定給付企業年金の実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該企業型年金加入者等に係る第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入するものとする。

(法) 第五十四条の三 (政令への委任)

前二条に定めるもののほか、企業型年金の資産管理機関への**資産**及び**脱退一時金相当額等**の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

(令) 第二十二条 (他の制度の資産の移換の基準)

法第五十四条第一項の規定による資産の移換の受入れは、次に掲げる**資産**について行うものとする。

一 当該実施事業所の事業主の設立に係る**厚生年金基金**の厚生年金保険法第百三十条の二第二項に規定する年金給付等積立金であって、当該厚生年金基金が同法第百四十四条の三第一項の規定により当該資産管理機関に移換するもの（当該厚生年金基金の加入員及び加入員であった者が負担した掛金（同法第百四十条第一項の規定による徴収金を含む。）を原資とする部分を除く。）

二 当該実施事業所の事業主の設立に係る厚生年金基金が解散した場合における当該**厚生年金基金の残余財産**であって、当該厚生年金基金が厚生年金保険法第百四十四条の三第四項の規定により当該資産管理機関に移換するもの（当該厚生年金基金の加入員及び加入員であった者が負担した掛金

((同法第百四十条第一項 の規定による徴収金を含む。)) を原資とする部分を除く。)

三 当該実施事業所の事業主の実施に係る確定給付企業年金の**確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金**であって、当該確定給付企業年金の事業主等（同法第二十九条第一項 に規定する事業主等をいう。次号において同じ。）が同法第百十七条第一項 の規定により当該資産管理機関に移換するもの（当該確定給付企業年金の加入者及び加入者であった者が負担した掛金を原資とする部分を除く。）

四 当該実施事業所の事業主の実施に係る確定給付企業年金が終了した場合における**当該確定給付企業年金の残余財産**であって、当該確定給付企業年金の事業主等が確定給付企業年金法第百十七条第四項 の規定により当該資産管理機関に移換するもの（当該確定給付企業年金の加入者及び加入者であった者が負担した掛金を原資とする部分を除く。）

五 当該実施事業所の事業主が労働協約、就業規則その他これらに準ずるものにより定められる退職給与の支給に関する規程（以下この号において「**退職給与規程**」という。）を**改正**し、又は**廃止**することにより資産管理機関に移換する資産（イに掲げる額からロ及びハに掲げる額を控除した額に相当する部分の金額の範囲内に限る。以下この号において「**移換資産**」という。）であって、当該事業主が当該退職給与規程の改正又は廃止が行われた日（以下この号において「**移行日**」という。）の属する年度から、当該年度の翌年度から起算して三年度以上七年度以内の企業型年金規約で定める年度までの各年度に均等に分割して（次項第五号に規定する当該資産の移換を受ける最後の年度の当該企業型年金規約で定める日以前に当該企業型年金の企業型年金加入者がその資格を喪失することとなる場合にあっては、当該企業型年金加入者に係る移換資産のうちまだ資産管理機関に移換されていないものを一括して）移換するもの

イ 移行日の前日において在職する使用人の全員が移行日の前日において**自己の都合により退職**するものと仮定した場合における当該使用人につき移行日の前日において定められている退職給与規程により計算される**退職給与の額の合計額**

ロ イに規定する使用人のうち移行日在職しているものの全員が移行日において**自己の都合**により退職するものと仮定した場合における当該使用人につき移行日において定められている退職給与規程により計算される退職給与の額の合計額

ハ **退職給与規程の改正又は廃止により**、移行日において同時に前各号のいづれかに掲げる資産を移換することとなった場合には、当該移換することとなった資産に相当する額

2 企業型年金の資産管理機関は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、当該各号に定める日に、法第五十四条第一項 の規定による資産の移換の受入れを行うものとする。

一 前項第一号に掲げる資産 当該資産の移換に伴い当該厚生年金基金の規約が変更される日の属する月の翌月の末日以前の企業型年金規約で定める日

二 前項第二号に掲げる資産 当該厚生年金基金の清算が結了した日

三 前項第三号に掲げる資産 当該資産の移換に伴い当該確定給付企業年金の規約が変更される日の属する月の翌月の末日以前の企業型年金規約で定める日

四 前項第四号に掲げる資産 当該確定給付企業年金の清算が結了した日

五 前項第五号に掲げる資産であつてその年度において移換を受けるもの その年度における企業型年金規約で定める日（当該資産の移換を受ける最後の年度の当該企業型年金規約で定める日以前に当該企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した者（当該資産が個人別管理資産に充てられるものに限る。）に係るものにあっては、当該資格を喪失した月の翌月の末日以前の企業型年金規約で定める日）

（令）第二十三条（他の制度から移換される資産の限度額）

法第五十四条第一項の政令で定める額は、**基準日**（次の各号に掲げる資産の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。以下同じ。）の属する月前の当該企業型年金加入者が当該実施事業所の**事業主に使用された期間**その他これに準ずる期間（法第三十三条第二項第三号に規定する個人型年金加入者期間を除く。以下この条において「**過去勤務期間**」という。）に係る各月につき当該事業主が**掛金を拠出するものとした場合**における当該各月の法第二十条に規定する**拠出限度額**に当該各月の翌々月から基準日の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額（次項各号において「**利子相当額**」という。）を加えた額の合計額とする。

一 前条第一項第一号に掲げる資産 当該資産の移換に伴い当該厚生年金基金の規約が変更される日

二 前条第一項第二号に掲げる資産 当該厚生年金基金が解散した日

三 前条第一項第三号に掲げる資産 当該資産の移換に伴い当該確定給付企業年金の規約が変更される日

四 前条第一項第四号に掲げる資産 当該確定給付企業年金が終了した日

五 前条第一項第五号に掲げる資産 同号に規定する移行日 **【鈴木注：退職一時金】**

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、法第五十四条第一項の政令で定める額は、前項に規定する額から当該各号に定める額を控除した額とする。

一 当該企業型年金加入者について、過去勤務期間に係る事業主掛金があるとき 過去勤務期間に係る各月の事業主掛金の額に当該各月の翌々月から基準日の属する月の前月までの期間に応ずる利子相当額を加えた額の合計額

二 当該企業型年金加入者について、基準日前に法第五十四条第一項の規定によりその者の個人別管理資産に充てるものとして一時に、又は分割して移換を受けた資産（基準日前に同項の規定によりその者の個人別管理資産に充てられこととなった資産のうち、まだ移換を受けていないものを含む。）があるとき 当該資産の額に当該資産の移換を受けた月の翌月から基準日の属する月の前月までの期間に応ずる利子相当額を加えた額の合計額

3 過去勤務期間の計算は、法第十四条の規定による企業型年金加入者期間（同条第一項に規定する企業型年金加入者期間をいう。）の計算の例によるものとする。

(令) 第二十四条 (通算加入者等期間に算入される期間)

法第五十四条第二項 の政令で定める期間は、同条第一項 の規定により移換を受けた資産の額の算定の基礎となった期間として厚生労働省令で定める期間とする。

(令) 附則第二条 (適格退職年金契約に関する特例)

法第四条第一項第二号（法第五条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める年金制度は、平成二十四年三月三十一日（以下この条において「適用終了日」という。）までの間、第四条に規定する確定給付企業年金のほか、法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約（以下この条において「適格退職年金契約」という。）に基づく年金制度とする。

2 法第二十条の政令で定める額は、適用終了日までの間、企業型年金加入者であって当該企業型年金の事業主が締結している適格退職年金契約に係る法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）附則第十六条第一項第二号に規定する受益者等（以下この条において「受益者等」という。）のうち、当該事業主が当該適格退職年金契約に基づき同号に規定する掛金等の払込みを行っているものについては、二万三千円とする。

3 法第五十四条第一項の規定による資産の移換の受入れは、適用終了日までの間、第二十二条第一項各号に掲げる資産のほか、当該実施事業所の事業主が締結している適格退職年金契約の全部又は一部を解除することにより事業主に返還される資産であって資産管理機関に移換するもの（法人税法施行令附則第十六条第一項第七号ハに規定する過去勤務債務等の現在額がない場合において返還されたものに限る）ものとし、当該適格退職年金契約に係る受益者等が、その者が負担した同項第二号に規定する掛金等を原資とする部分（以下この項において「本人負担分」という。）の移換に同意しない場合にあっては、当該本人負担分を除く。）について行うものとする。この場合において、当該資産の移換の受入れを行う日は、当該資産の移換に伴い当該適格退職年金契約の全部又は一部が解除される日の属する月の翌々月の末日以前の企業型年金規約で定める日とする。

4 法第六十二条第一項第二号の政令で定める者は、適用終了日までの間、第三十五条各号に掲げる者のほか、適格退職年金契約に係る受益者等（事業主が当該適格退職年金契約に基づき法人税法施行令附則第十六条第一項第二号に規定する掛金等の払込みを行っているものに限る。）とする。